

(危機管理体制の整備)

第15条 府は、食の安心・安全の確保に重大な影響を及ぼす事態を未然に防止し、又は当該事態が生じた場合に迅速かつ適切に対処するため、関係機関との連携の強化等必要な体制の整備を図るものとする。

(趣旨)

府の重要な責務として、食品により健康に重大な危害を及ぼす事態を可能な限り未然に防ぐとともに、不幸にして発生した場合、府民の生命・健康の保護を第一に考え、迅速かつ適切に対処する必要があります。

このため、食の安心・安全をおびやかすこうした事態に備え、危機発生時における情報連絡体制や対応マニュアルの整備、マニュアルに基づく訓練等が必要であることから、この規定を設けています。

(解説)

危機発生時において、正確で迅速な情報収集と情報の共有化が求められるとともに、被害の拡大防止のため、迅速・的確な対応が必要となります。このため、平常時から部局間の連携はもとより、関係機関等との連携・協力体制の整備に努めるとともに、危機発生時における対応マニュアルを整備した上で、併せて研修や訓練を行い、そしてこれによりマニュアルを点検し、いざという時に備えることにしています。

なお、ここでの「体制の整備」は、マニュアルの整備、訓練などを指しています。